平成３０年（フ）第１２号
熊本県天草市南町２番10号、前住所熊本県本渡市城下町８番12号
債務者　福島　洋一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第１３号
熊本県天草市南町２番10号、前住所熊本県本渡市城下町８番12号
債務者　福島　睦美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第１１１号
神奈川県厚木市下荻野1075番地１　サンパレスＳＴ　203
債務者　山科　千春（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１７号
神奈川県厚木市上依知1669番地１　シャンド・ソレイユ202
債務者　武田　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１８号
神奈川県厚木市上依知1669番地１　シャンド・ソレイユ202
債務者　武田　薫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６０号
神奈川県厚木市下依知１丁目９番９号　厚木下依知荘２、前住所神奈川県平塚市南金目1352番地の１　レオパレス小清水104号
債務者　後藤　幸男
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５８号
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本41番地15　村営住宅宮本団地６棟２号室
債務者　工藤　武志
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３２号
名古屋市千種区富士見台５丁目11番地の４　フォーヴル富士見103号、従前の住所名古屋市東区出来町１丁目１番７号　ダイアパレス新出来402号
債務者　大箸こと　崔　　一代
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５９号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池４丁目４番地16
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５０８号
名古屋市中村区松原町５丁目118番地の２　プリマベーラウエスト301号
債務者　佐野　公俊
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３６号
東京都町田市南町田１丁目15番８号シティハイムアミニティ102
債務者　木我いづみ
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１００７号
横浜市緑区中山町733番地
債務者　岡本　　昌
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５６号
横浜市緑区三保町2334番地　三保グリーンハイツ５棟203号
債務者　渡部千賀子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５７号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目１番17号　リバーサイドハイツ103
債務者　前田ありさ（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０６６号
横浜市瀬谷区本郷３丁目25番地12　アンジューⅡ　104号
債務者　鈴木惠利子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部